

新株予約権付社債の取扱い対象の拡充について
証券会社の総額買取型新株予約権付社債の取扱いに関する制度要綱

平成17年6月7日
(株)証券保管振替機構

趣旨

(株)証券保管振替機構(以下「機構」という。)では、平成13年11月から証券取引所に上場されている新株予約権付社債について取扱いを開始し、その後、新株予約権の行使に対して自己株式を口座振替により充当するスキームを構築するなど実務の利便性を向上してきている。しかしながら、国内企業が発行する新株予約権付社債をみると、大半が証券取引所に上場されない第三者割当の形態をとっており、中でも、平成16年から発行が開始された証券会社の総額買取方式による第三者割当新株予約権付社債(以下「証券会社の総額買取型新株予約権付社債」という。)は、その発行規模が急速に増加し、自己資本の充実を図りたいというニーズを持つ企業の資金調達手段として定着をみている。これらは、現在、機構の取扱い対象外となっているため、社債の発行時及び新株予約権の行使の際に相当の事務処理及び費用の負担を強いられている。そこで、参加者及び発行会社の要望を受け、効率性・利便性の更なる向上を図るため、これらの新株予約権付社債についても機構において取扱いを行うこととし、関連規定について所要の整備を図ることとする。

証券取引所上場会社の新株予約権付社債の国内発行状況(銘柄数・発行額)

区分		平成16年(1月~12月)		平成17年(1月~5月)	
上場C B		17 銘柄	1,710 億円	2 銘柄	150 億円
非上場C B	証券会社の総額買取型C B	50 銘柄	3,475 億円	35 銘柄	3,005 億円
	その他の私募・第三者割当C B	8 銘柄	124 億円	3 銘柄	15 億円

証券会社の総額買取型新株予約権付社債のスキームの特徴

新株予約権付社債を証券会社に対して第三者割当の方法で全額を割り当て、その後、証券会社が随時新株予約権を行使し、その結果取得した普通株式を機関投資家等へ売却あるいは株式市場で売却する仕組み。発行の目的が新株予約権の行使を促進させ、資本増強を図りつつ資金調達を行うという点におかれており、発行会社にとっては、小刻みに普通株式の公募増資を行うことに類似した経済効果を期待できる。

概要

項目	内容	備考
1. 取扱い対象	<p>機構は、次に掲げる発行条件等に関する取扱要件を充たすものを、証券保管振替制度の対象として取り扱うこととする。</p> <p>(1) 証券取引所に株券を上場している会社が発行する新株予約権付社債であること</p> <p>(2) 会社が発行する新株予約権付社債の総額が参加者に割り当てられるものであること</p> <p>(3) 割り当てを受けた参加者が、新株予約権を行使し取得する株式を不特定多数の者に売却することを目的としていること</p> <p>(4) 会社が発行する新株予約権付社債の総額が参加者の企業集団に属する法人（参加者の親会社若しくは子会社又は参加者、参加者の親会社、子会社が所有する議決権とを合わせた場合に他の会社の議決権の過半数を占めている会社）に割り当てられる場合についても取り扱うこととし、その場合には、参加者が当該法人の代理人として当該新株予約権付社債に係る業務を行うこと</p> <p>(5) 国内で発行されるものであること</p>	<p>業務規程第9条、施行規則第4条の2</p> <p>取扱要件は、目論見書及び買取契約書で確認する。確認できない場合は、参加者からの確認書の提出により確認する。</p> <p>外国証券会社の場合、日本支店には資本を過剰においていないことから、買取契約上は、海外のグループ内の法人が割当先（契約の当事者）となり、実際の新株予約権付社債の発行、転換、売却等の実務は全て日本支店が常任代理人として行っているのが通例である。</p> <p>海外発行の場合、社債券は現地の保管機関に預託される。</p>

項目	内容	備考
<p>2. 新規預託時の処理</p> <p>(1) 発行会社の同意</p> <p>(2) 提出書類</p>	<p>保振法第6条の2の規定に基づく発行会社の同意を得る（新株予約権付社債の同意については取締役会決議は必要としない）。</p> <p>発行会社は次に掲げる書類を機構に提出するものとする。</p> <p>[申請時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者の印鑑証明書（上場新株予約権付社債と同様）（当初同意時のみ提出） ・ 発行目論見書（上場新株予約権付社債と同様） ・ 新株予約権付社債の本券の見本（上場新株予約権付社債と同様） ・ 社債管理会社又は財務代理人（発行事務、期中事務及び元利金支払事務の委託を会社から受けた会社）が設置される場合には、社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写し ・ 買取契約書の写し ・ 参加者の企業集団に属する法人に割り当てられる場合は代理人契約書の写し 	<p>発行会社は、発行決議後、所定の書類を添付のうえ、発行予定の新株予約権付社債に係る取扱い申請を機構へ行う。機構は、発行条件等に関する取扱要件に該当していることを確認のうえ取扱う。</p> <p>同意は最初に包括同意をとる。</p> <p>施行規則第5条、第6条</p> <p>申請時の提出書類は、発行決議後速やかに提出する。</p> <p>払込期日までに訂正がある場合には、訂正事項を届け出る。</p> <p>発行条件等に関する取扱要件が確認できない場合は、参加者は機構が定める所定の確認書を機構に提出する。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 準備新株予約権付社債 の一括預入れ</p>	<p>[申請後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額の払込みが行われたことを証する書面（発行会社の払込場所となっている金融機関所定の払込証明書） <p>発行会社又は発行会社から発行事務の委託を受けた者は、払込期日（口座残高記帳日の前日）の 4 営業日前の日までに、新株予約権付社債券の預入れに係る事前通知を機構に行う。</p> <p>割り当てを受ける参加者は、払込期日の 2 営業日前の日に取扱券面の総額を記載した預託票を機構に提出する。</p> <p>発行会社又は発行会社から発行事務の委託を受けた者は、払込期日の午前 9 時から 10 時までの間に、新株予約権付社債券の一括預入れを機構に行う。</p>	<p>機構は、発行会社から取扱いの申請を受けた後、証券コード協議会へ証券コード申請を行い、コード付番の後、速やかに機構報にて参加者通知を行う。発行会社は払込日までに証券コード協議会に支払う証券コード設定手数料（1,000 円を予定）を機構へ支払う。</p> <p>業務規程第 88 条、第 88 条の 2、施行規則第 75 条、第 77 条～第 81 条</p> <p>当機構に預託する当該社債の券面様式については、当該社債が非上場であり、社債として流通することを前提としていないことを勘案し、証券取引所が定める様式に適合している必要はなく、商法上の法定記載事項が記載されているのみの簡易券面で足りることとする。</p>

項目	内容	備考
3．預託、口座振替及び交付	預託、交付及び口座振替の請求は、各新株予約権付社債券の金額の整数倍により行う。	業務規程第 89 条
4．新株予約権の行使	上場新株予約権付社債と同様の取扱いとする。	
5．元利金支払いに係る事務処理	<p>社債管理会社を設置している場合は、上場新株予約権付社債と同様の取り扱いとする。</p> <p>社債管理会社を設置していない場合は、機構は、元利金支払いに係る事務処理を行わない。</p>	<p>業務規程第 94 条、施行規則第 89 条</p> <p>現行の取扱いは、社債管理会社の設置を前提として規定されているが、証券会社の総額買取型新株予約権付社債は、社債管理会社を設置しないことが通例となっている。</p>
6．手数料	新株予約権の行使申出を行った参加者から徴収する新株予約権の予約権行使事務代行手数料について、現行の枚数基準から金額基準へ見直しを行う。(別添資料参照)	業務規程第 111 条別表

項目	内容	備考
<p>7. 実施時期等</p> <p>(1) 実施時期</p> <p>(2) 株式分割を行う場合の取扱い</p>	<p>本年7月1日から実施し、同日以後預託を受ける新株予約権付社債について適用する。</p> <p>発行会社が当該新株予約権付社債を発行した後に株式分割を行う場合には、割り当てを受けた参加者は、基準日の前営業日までに請求により当該新株予約権付社債の交付を受けなければならない取扱いとする。当該取扱いは株式分割に係る事務処理の見直しが行われる日(平成18年1月頃予定)までの間の措置とする。</p>	<p>附則1</p> <p>附則2 新株予約権付社債を第三者割当で発行した後に株式分割を実施し株価を高騰させる事例が見受けられており、公平性、透明性を欠くのではないかとの指摘がなされている。そのような行為に当機構のインフラの利便性を提供することは適当でないと考えられることから、新株予約権付社債の残存期間中に株式分割を行う場合は、転換請求を保振制度外で行う仕組みとする。現在基準日から50日後となっている分割の効力発生日を前倒しする対応が実現されれば、当該問題は解消するので、それまでの間の措置とする。</p>

以上

国内企業（証券取引所上場会社）のC B発行状況

		平成 15 年			平成 16 年			平成 17 年（1月～5月）			
		件数	金額	比率	件数	金額	比率	件数	金額	比率	
国内 発行	上場C B（公募）	9 件	565 億円	5%	17 件	1,710 億円	7%	2 件	150 億円	3%	
	非上場 C B	証券会社の 総額買取型	-	-	-	50 件	3,475 億円	15%	35 件	3,005 億円	56%
		その他私募 第三者割当	12 件	169 億円	2%	8 件	124 億円	1%	3 件	15 億円	0%
	合計	21 件	734 億円	7%	75 件	5,309 億円	22%	40 件	3,170 億円	59%	
海外発行		68 件	10,334 億円	93%	157 件	18,373 億円	78%	19 件	2,158 億円	41%	
合計		89 件	11,068 億円	100%	232 件	23,682 億円	100%	59 件	5,328 億円	100%	

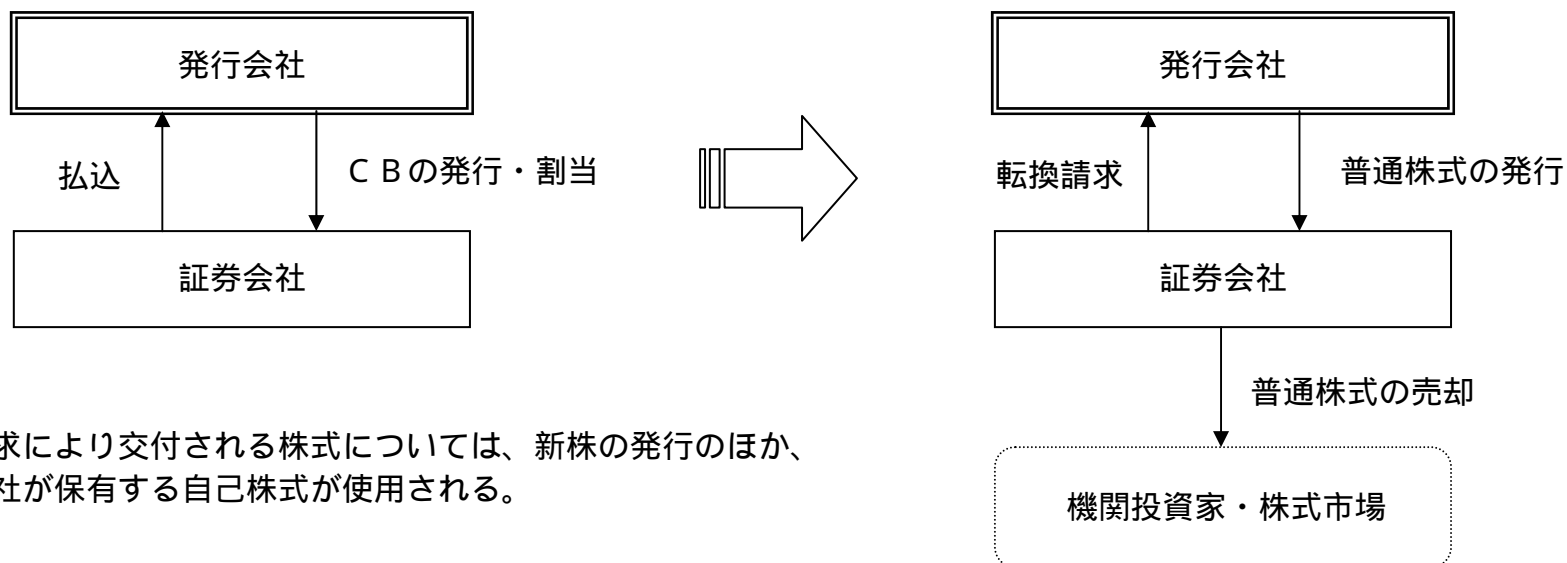
（注）数値は発行日ベース。比率は発行金額の合計に対する比率。

証券会社の総額買取型 C B の概要

【商品の仕組み】

- C B を証券会社に対し第三者割当の方法で全額を割り当て、その後、割り当てを受けた証券会社が複数回に分散して普通株式に転換し、その結果取得した普通株式を機関投資家へ売却あるいは株式市場で売却する仕組み。
- 転換価額は定期的に時価を基準に見直しが行われる（転換価額は毎月一定の日に修正され、修正時には一定期間の終値平均に対して一定のディスカウント水準で転換価格が決定される）。それにより、価格変動リスクが削減され、証券会社が一旦全額買取り、時間をかけて株式に転換し、その株式を売却していくスキームが可能となっている。
- 発行の目的は、資本の増強を図りつつ資金調達を行うという点におかれ、C B として売買・流通することを意図した商品ではなく、発行会社にとっては、小刻みに普通株式の公募増資を行うことに似た経済効果が期待される。

【スキーム概要】



証券会社の総額買取型 C B の機構預託のメリット

項目	現行の実務（機構へ預託しない場合の実務）	機構預託のメリット
C B 発行時の実務	<ul style="list-style-type: none"> 当該 C B は全額転換を前提としていることから、転換請求に備えて、発行会社は、C B の発行時に転換請求に対して充当する全株券を印刷、用意しており、株券の発行費用（印刷費用、印紙税等）がかかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 転換請求を機構が取次ぐ際に、併せて不所持の申し出を行うことにより、充当される株券は不所持・不発行となるため、発行会社は転換請求に充当する株券を用意する必要がなく、株券の発行費用を削減できる。（株券が不発行となるので、充当した株券が機構に預託されたときに発生する機構名義への名義書換の事務も発生しない。）
転換請求の期間	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社が名義書換代理人へ転換請求を行ってから株券が交付されるまでの期間は、発行会社、名義書換代理人によって扱いが異なっており、通常 5 日～14 日かかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 機構への転換請求申出から一律 5 日目（X + 5）で参加者口座簿に転換株式が自動的に増額記帳される。事務処理の効率化及び証券会社のポジション管理上のメリットがある。
転換請求の事務処理	<ul style="list-style-type: none"> 転換請求の際、証券会社と名義書換代理人の間で C B 券面及び充当される株券をデリバリーするリスク及びコスト（事務処理費用、搬送費用、損害保険料等）が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保管振替制度の中で、自動的に口座残高の増減で処理されるため、デリバリーに係るリスク及びコストは削減される。
自己株式を充当する場合の事務処理	<ul style="list-style-type: none"> 発行会社が機構に預託している自己株式を充当する場合は、証券会社を通じて一旦機構の外に交付し名義書換代理人へ搬送するなどの事務処理及びコストが発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 発行会社が機構に預託している自己株式を充当する場合は、保管振替制度の中で口座振替により充当することが可能である。

新株予約権付社債の予約権行使事務代行手数料の改定について

1. 新株予約権付社債の現行の手数料体系

区分	徴収料率
預託手数料	各社債の金額につき 6 円
振替手数料	1 件につき 200 円
交付手数料	各社債の金額につき 12 円
保管手数料	各社債の金額につき 1 日当り 0.13 円 ~ 0.11 円
利札処理手数料	利札 1 枚につき 12 円
利金請求事務手数料	利金支払金額 1 円につき 0.0018 円
償還本券処理手数料	償還本券 1 枚につき 12 円
償還金請求事務手数料	償還金支払金額 1 円につき 0.0003 円
新株予約権の予約権行使事務代行手数料	新株予約権行使の行使 1 件につき 500 円
	各社債の金額につき 60 円

2. 改正案（新株予約権の予約権行使事務代行手数料）

新株予約権行使の行使 1 件につき	500 円
各社債の金額が 1,000 万円以下の場合	各社債の金額 1 円につき 0.00006 円
各社債の金額が 1,000 万円超の場合	新株予約権の行使 1 件につき次の料率とする
(1) 新株予約権の行使が 1 億円以下の部分	1 円につき 0.00006 円
(2) 新株予約権の行使が 1 億円超 10 億円以下の部分	(1) の料率の 70%
(3) 新株予約権の行使が 10 億円超の部分	(1) の料率の 60%